

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・寄附行為
- ・理事長の履歴書〔令和2(2020)年5月1日現在〕
- ・学校法人実態調査〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕
- ・理事会議決書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適正に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び職見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③寄附行為に学校教育法校長及び職員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切なリーダーシップを発揮し、本学の運営に対しても、重要案件については理事会に諮り審議し本学の管理運営に反映されている。近畿大学は、創立以来、建学の精神として未来志向の「実学教育と人格の陶冶」、教育の目的として「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」を掲げ、理事長のリーダーシップのもと、教職員が一体となった教育・研究に努めている。その結果、14学部48学科、法科大学院とすべての学

間分野を究める 11 大学院研究科を持ち、17 の研究所、2 つの短期大学、併設学校 12 校園、大規模な総合病院を 2 カ所に設置する私立総合大学となった。また、卒業生は 50 万人を超える、社会の根幹を支える人材として活躍している。このように理事長の指導のもと、学園は順調に発展している。

理事長は、法人の最高意思決定機関である理事会を通じて、学校法人の重要事項を決し、その業務を総理している。

また、法人の附属学校においては、理事長の命を受けた学監を置き、学監が法人の附属学校を掌理している。本学は附属学校の範疇にあり学監の指揮監督のもと運営をおこない、学監は理事長と意見交換をして連携を密にしている。寄附行為第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本学の学長は評議員として選任され、理事長の意向を直接確認し意見を述べる機会が設けられている。さらに、重要な案件の決裁等において理事長は学長、事務長と面談して決定している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 2 項の規定に基づいて、法人の業務決定及び理事の職務執行について監督を行っている。学校法人近畿大学寄附行為第 14 条第 3、4 項に基づき理事長が適切に招集のうえ議長を務めている。

理事会は、平成 4 年度から近畿大学自己点検・評価委員会を組織し、法人の最高意思決定機関である理事会のもと、すべての学部・研究科・部局は、横断的に自己点検・評価に取り組んでいる。各部局に指示し、必要に応じて学内外の財務及び教務関連の情報を収集している。また、文部科学省の管轄のもと、学校教育法、私立学校法をはじめとする法令等を遵守し、学園全体の運営を行っている。

理事会は、学園全体に係る諸規程を「近畿大学学園例規集」として編纂しており、その規程に基づいて、学校法人運営及び本学を含め学園全体の運営を行っている。

理事は、前述の建学の精神及び教育の目的を具現化するために、学園の運営を統括し、学識及び識見をもって教育研究運営体制の整備を行っている。

理事の選任状況は、私立学校法第 38 条第 1 項及び学校法人近畿大学寄附行為第 7 条第 1 項の規定に基づき選任している。

【私立学校法第 38 条】

第 1 項：当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む） 1 名

第 2 項：当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 5 名

第 3 項：前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 7 名

【学校法人近畿大学寄附行為第 7 条】

第 1 項：理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 近畿大学学長
- (2) 評議員のうちから選任された者 2 名以上 5 名以内
- (3) この法人の功労者及びこの法人に關係ある学識経験者のうちから選任された者

4名以上 9名以内

理事が退任する事由の1つとして、学校法人近畿大学寄附行為第13条の2第2項第3号において、学校教育法第9条の規定が準用されている。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題〉

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しているので現在のところ問題はない。

〈テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項〉

総合大学としての学校法人の長たる理事長は、意思決定機関である理事会を通じて重要事項を決し、また、決算及び事業の実績を評議員会で報告のうえ、意見を求めている。明確な規程のもとで、理事長は法人の運営に努めており、理事長のリーダーシップに関する特記事項はない。

〔テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ〕

〈根拠資料〉

- ・近畿大学九州短期大学学則
- ・寄附行為
- ・教学委員会議事録〔令和元(2019)年度〕
- ・教授会議事録〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕
- ・学長の履歴書〔令和(2020)年5月1日現在〕
- ・学科会議議事録〔令和元(2019)年度〕
- ・学校法人近畿大学職制
- ・近畿大学九州短期大学学生懲戒規程

〔区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※該当区分に関わる自己点検・評価のための観点。

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務施行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の

審議機関として適切に運営している。

- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
- ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は「短期大学設置基準」第22条の2（学長の資格）で定められている「学長となることのできる者は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」を満たした上で、「学校法人近畿大学職制」第23条により、近畿大学学長の推薦に基づき理事長から任命される。

学長は、本学の教学運営を理事長から一任されており、これを受けて教学運営についてリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する者として学長補佐が理事長から任命されている。

学長は、「学校法人近畿大学寄附行為」第17条第1項第1号に基づき、評議員会構成員として学校法人近畿大学の運営に関わっている。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」に基づき教授会を開催しており、教授会での審議事項について、必要に応じて教授会の意見を聴取し学長補佐と協議のうえ、最終判断を行っている。さらに建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けてFD活動などの自己点検・評価においてリーダーシップを発揮している。

学長は学生に対する懲戒について、「近畿大学九州短期大学学則」第40条及び「近畿大学九州短期大学学生懲戒規程」を定め、学則、学生規程その他諸規程に違反し、本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反する行為のあった者に対して懲戒処分としている。

学長は教育運営の最高責任者として、学長補佐とともに教学部門及び管理部門の事務部と連携を密にし、必要に応じて指示をするなど、所属職員を統督している。

学長は「近畿大学九州短期大学学則」にのっとり、運営組織として教授会を設置し、教育研究に関する重要事項を審議するため、原則毎月1回開催し適切に運営している。教授会の開催前に議題を電子メールで示し、急を要する議題については、臨時教授会を召集して審議する。教授会の議事録は、事務部が作成し、教授会の構成員が記載内容の確認を行った上で配付されている。

教授会は常に最良の教育環境を提供できるように検討を繰り返している。そのためには、本学の学習成果及び三つの方針に関する共通認識を有している。

各種委員会の運営について学長は、各種委員会の規程に基づき、適切に運営している。令和元(2019)年度においては、運営委員会、(教員業績評価委員会部会)、将来計画検討委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価委員会、教学委員会、(入試制度・広報部会)、(カリキュラム検討部会)、(授業評価・改善部会)、教職課程委員会、就職委員会、個人情報保護委員会、ハラスメント委員会、安全衛生委員会、情報システム運営委員会、図書館運営委員会、FD・SD委員会、通信教育部学務委員会、予算委員会、梅友会委員会の16の委員会と4つの部会を設置し、その運営は学長が指名した委員長と委員が行い、解決が困難な問題や新提案・検討は適宜、学長・学長補佐との協議により進められた。委員会での審議内容や結果は教授会と学科会議で報告され、教職員全員で認識を共有している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会、各種委員会を規程等に基づき適切に運営しているため、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、教育研究並びに大学運営まで広く識見を有し、常に建学の精神に基づいたリーダーシップを発揮していることから本項目についての特記事項はない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

68 監査報告書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

69 評議員会議決書〔平成29(2017)年度～令和元(2019)年度〕

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事についての寄附行為に関する規程は、以下の通りである。

- ・寄附行為第8条：監事は、評議員会の同意を経て理事長が選任する。
- ・寄附行為第11条：監事は、私立学校法第37条第3項に規定する職務を行う。

会計面においては、大学本部以外にも本学を含む附属学校・施設が点在しているため、帳簿・書類・証憑との照合、資産・負債の残高の検証、学校法人会計基準の準拠性

など、公認会計士に委任する方法により、公認会計士による監査の終了後、監査意見を聴取して状況把握に努めている。なお、法人の事務所管轄である監査室による内部監査も実施している。

監事は、監査を令和2(2020)年6月9日に実施した。また、理事の業務執行状況全般の監査については、毎回出席している理事会において行っている。監査の結果、意見具申すべき特記事項は見受けられなかった。

監事は、理事会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べている。令和元(2019)年度理事会への出席状況は6回開催中6回である。

また、寄附行為第11条の規定に基づき、監事による監査が適切に行われている。令和元(2019)年度については、令和2(2020)年6月9日に実施し、監査報告書を作成した。さらに、この報告書を令和2(2020)年6月20日に開催した理事会と評議員会に提出した。

なお、令和2(2020)年1月15日まで開催の評議員会までは、監事は評議員会に出席していなかったが、本法人設置の近畿大学短期大学部における貴協会の令和元(2019)年度認証評価結果を踏まえ、令和2(2020)年3月28日開催の評議員会からは監事2名が出席し、以降の評議員会においても出席することとなった。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会についての寄附行為に係る規程は、以下のとおりである。

第4章 評議員会

第17条 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) この法人の設置する短期大学、高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の学長、校長又は園長
- (2) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者、12名以上17名以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者から選任された者 3名以上5名以内
- (4) この法人に關係のある学識経験者 5名以上7名以内
- (5) 理事長

この規程に基づき、令和2(2020)年5月1日現在の理事の現員は14名であり、評議員の現員は36名である。また、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、適切に運営されている。なお、令和元(2019)年度の評議員会の開催状況は以下のとおりである。

評議員会の開催状況

令和元(2019)年5月22日

議案：平成30年度学校法人近畿大学決算等

出席状況：評議員現員35名のうち31名出席

令和元(2019)年9月27日

議案：学校法人近畿大学監事の選任について等

出席状況：評議員現員36名のうち32名出席

令和2(2020)年1月15日

議案：令和元年度学校法人近畿大学補正予算について等

出席状況：評議員現員36名のうち29名出席

令和2(2020)年3月28日

議案：令和2年度学校法人近畿大学当初予算について等

出席状況：評議員現員36名のうち26名出席

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しております、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学校教育法施行規則に規定に基づき、教育情報を公表している。

(2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ではホームページ内に「教育情報の公表」を明示し、教育研究上の目的、卒業の認定方針、教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、入学者の受入方針、教育研究上の基本組織、教員組織、教員数、教員の学位・業績、入学者数、収容定員、在学生数、卒業生数、修了者数、進学者数、就業者数、就職等状況、学修評価基準、卒業・修了の認定基準、教育研究環境、徴収費用、修学・進路選択・心身の健康に係る支援その他大学の取り組みに関する情報を公表している。また、各種冊子にも必要情報を明記している。

現在、財務情報として「事業報告書」、「資金収支計算書」、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監査報告書」、「学校会計について（解説）」を毎年5月に開催される理事会後に学校法人近畿大学のホームページ上で公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を適切に行っているが、今後は、より内容のある監査に向けて、どのような事象を監査の対象とするかを検討する。監事の出席状況及びその活動、監査報告業務においては、現在のところ問題はない。

評議員会は、寄附行為に係る規定に基づいて組織され、私立学校法第42条の規定に従い運営しているので、現在のところ問題はない。

説明責任については、学校教育法施行細則の規定に従い公表し、私立学校法の規定に基づき財務情報を公開しているので、現在のところ問題はない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人の業務や財産の状況は、監事が適切に監査し、理事会、評議員会も機能している。また、教育情報や財務情報も公表していることから、ガバナンスに関する特記事項はない。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長のリーダーシップを発揮し、総合大学をマネジメントしている。一方、理事会、大学協議会、評議員会も開催され、会計監査も問題なく行われており、ガバナンスは適切に機能している。中・長期の事業計画の予算、財務関係の書類も適切であると評価された。よって前回、問題点は指摘されなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

継続的に運営組織を点検し、良好な状態を維持するように努める。